



ユニバーサル都市・福岡
UNIVERSAL FUKUOKA CITY

＼すべての人にやさしい社会を目指して／

ふく おか し しょう しゃ

福岡市障がい者

さ べつ かい しょう じょう れい

差別解消条例

平成31年1月1日施行
へいせい ねん がつ にち しこう

福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例
ふく おか し しょう り ゆう さ べつ しょう ひと ひと とも い じょうれい

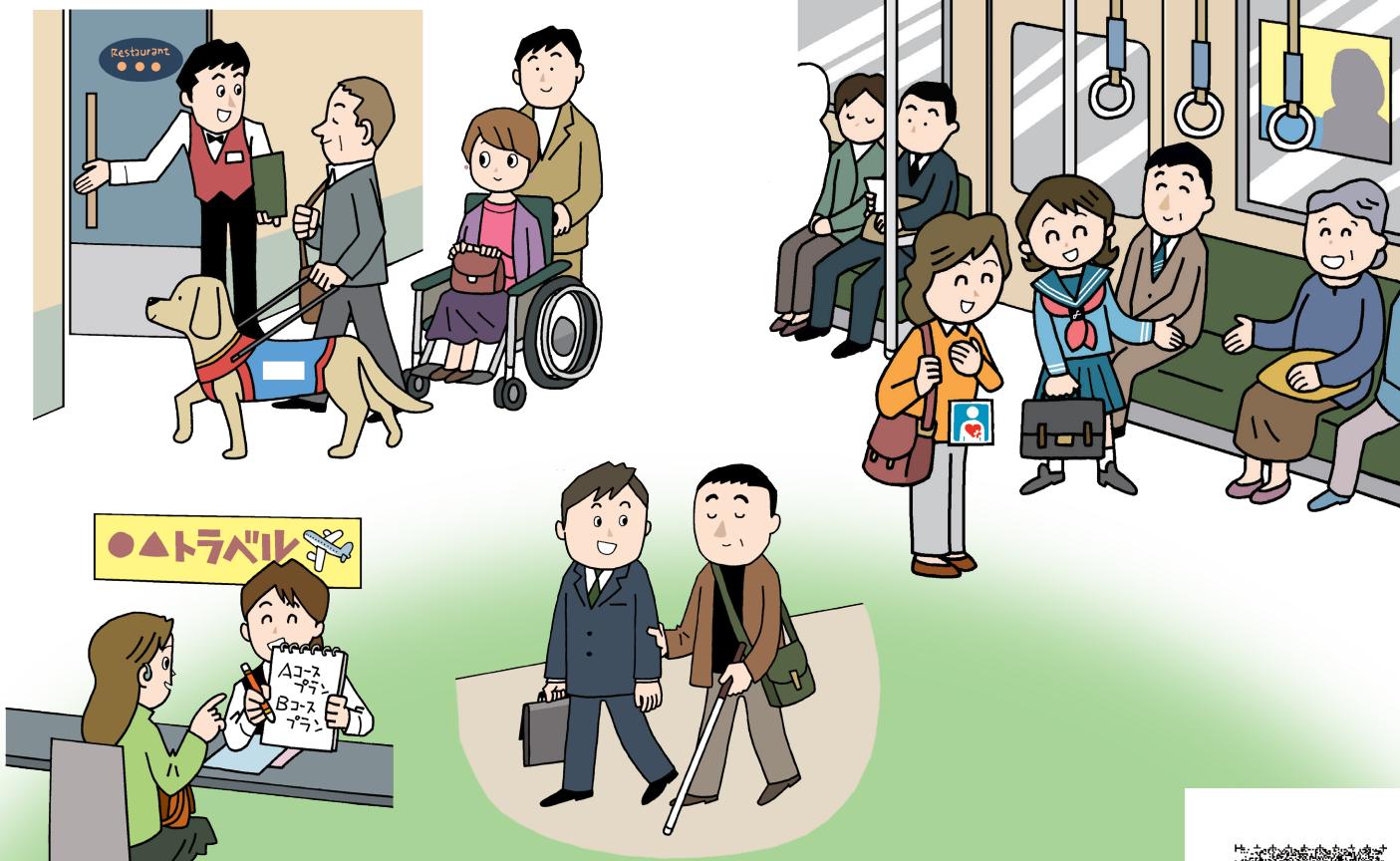
街を走るバスが低床になって車いすもベビーカーもお年寄りも乗りやすくなりました。

駅のホームドア、音響式信号機、幅の広い歩道やスロープ、低い位置の券売機、

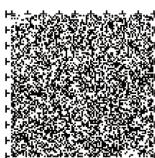
絵文字の案内板など、誰にでもやさしいユニバーサルデザインが広がっています。

障がいがある人たちにやさしいまちは、どんな人にもやさしいまちです。

障がいを理由とする差別がなくなるよう、みんなで取り組んでいきましょう。



この冊子には、音声コードが表紙と偶数ページは右下、奇数ページと裏表紙は左下に印刷されています▶



なぜ条例が必要なの？

障がいのある人たちは誤解や偏見などから、日常生活の様々な場面で、障がいを理由として不利益な取扱いを受けています。

「福岡市障がい者差別解消条例」^(※)は、障がいのある人たちへの差別、生きづらさなどの解消を図るために、福岡市、事業者、市民がどのように行動すればよいかを、いろいろな人の意見を聞いてまとめたものです。

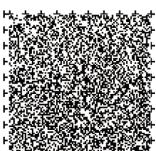
福岡市に住む誰もが障がいの有無にかかわらず、互いにかけがえのない個人として尊重しあい、思いやり、支え合いながら暮らせる、やさしいまち福岡になることを目指して制定されました。

(※)正式名称：福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例



条例で何が良くなるの？

- 福岡市は、障がい者差別をなくすための施策を実行します。
- 会社やお店などは、障がいのある人たちも利用しやすいお店づくりやサービスを提供するよう努めます。
- 障がいのある人もない人も、この福岡のまちで安心して暮らしていけるようなまちづくりが進みます。



これは音声コードです。ページに書かれている文章を音声で聞くことができます。

● 障がいのある人にとっての社会的障壁とは？

◆ 困っているのは身体や心に障がいがあるから？

今の社会は、基本的に障がいのない人を基準に制度がつくられています。そのため、障がいのない人にとっては何でもないものが、障がいのある人には生活のしづらさや不安などを感じる原因（社会生活上のバリア）となることも少なくありません。



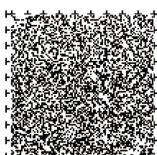
むずかしい漢字ばかりだと
理解しづらい人もいます

社会的障壁とは…

- ① 社会における事物
(通行、利用しにくい施設・設備など)
- ② 制度
(利用しにくい制度など)
- ③ 慣行
(障がいのある人の存在を意識していない慣習・文化など)
- ④ 観念
(障がいのある人への偏見など)



そのような、社会の側が作り出す社会生活上のバリアのことを「社会的障壁」といいます。たとえば、車いす利用者にとっての街なかの段差、視覚障がいのある人にとっての印字・画像だけの案内なども、「社会的障壁」に当たります。



障がいを理由とする差別って何だろう？

この条例では、社会的障壁をなくすために、次の2つのことを行なう。「障がいを理由とする差別」であるとしており、誰もが差別をしてはならないことを基本的な考え方としています。

1つ目は、「**不当な差別的取扱い**」です。障がいがあるという理由だけで、障がいのない人と異なる不利益な取扱いをしてはいけません。たとえば、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスや各種機会を提供しない、場所・時間帯などを制限する、障がいのある人だけに条件を付けることなどです。「正当な理由」があるかないかについては、具体的な場面や状況に応じて個別に判断されます。

2つ目は、「**合理的配慮をしないこと**」です。障がいのある人などから、社会的障壁を取り除いてほしいという求めがあったときは、その時々の状況に応じて、社会的障壁を取り除いたり、そのための努力をしなければいけません。

いずれも、やむを得ず対応できないときは、理由や事情を説明する必要があります。

不当な差別的取扱いの例

公共交通機関で

障がいを理由に、バス、タクシーなどで車いす利用者、白杖使用者などの乗車を拒否する

教育の場で

障がいを理由に、本人や家族の意見を聞くことなく就学先を決める

サービス提供の場で

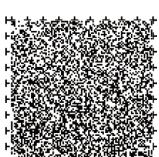
障がいを理由にアパートなどの見学や賃貸契約を断る

医療機関で

障がいを理由に治療や入院を断る

雇用の場面で

障がいを理由に採用を拒否する



合理的配慮の提供や心がけたいことの例

肢体不自由の ひとには

段差や階段には、簡単なスロープを準備したり、車いすをかかえる、歩く時に支える、ドアを開閉するなどの手伝いをしましょう。書類の記入の時、自筆ができない人には代筆を認めるなどしましょう。



視覚障がいの ある人には

会議などの資料や教材を点字や拡大文字、音声形式で用意したり、商品の内容や値段を読んで伝えるなどの配慮をしましょう。点字ブロックを人や自転車などでふさがないようにしましょう。



聴覚障がいの ある人には

役所や病院・銀行などの窓口で呼び出すときは、目で見てわかる方法をとりましょう。公共交通機関等での案内は、音声と同時に表示が必要です。問合せや申込みはファックスやメールなどでも受け付けましょう。



言語障がいの ある人には

筆談が行えるようにメモ用紙や筆記具を用意したり、文字で書いて内容を確認しましょう。声を発しなくても窓口に来たことを伝えられるように、呼び鈴やブザーを設置しましょう。

知的障がいの ある人には

優しい態度でゆっくりと声掛けし、わかりやすい言葉や具体的な表現を選んで接しましょう。言葉以外でも絵や写真、身振りなども効果的です。漢字にはフリガナをふりましょう。

発達障がいの ある人には

他者とのコミュニケーション、相手や場所に合わせて振る舞うこと、じっとしておくことなどが苦手です。感覚が非常に敏感で、音や光、人混みが苦手な人もいます。困っている様子があれば、静かな口調で尋ねてください。絵や写真、身振りなどを交えた方がわかりやすいこともあります。

精神障がいの ある人には

適切な治療や服薬、周囲の支えによって、地域の中で安定した生活を送ることができます。ゆっくりおだやかな口調であいさつや声掛けをしてください。

内部障がい・ 難病などが ある人には

外見からはわかりにくい病気や障がいもあることを理解し、困っている様子であれば、静かな口調で状態を尋ねてください。



◆ 障がいを理由とする差別の禁止

この条例では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の提供」について、「福岡市」と「事業者」とに分けて、次のように定めています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
福岡市	禁止（してはならない）	法的義務（しなければならない）
事業者	禁止（してはならない）	努力義務（するように努めなければならない）

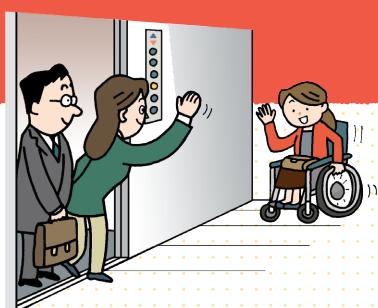
「合理的配慮の提供」については、障がいのある人やその家族等から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき（※1）に、負担が重すぎない範囲で（※2）合理的配慮をすることが求められます。

- （※1）意思の表明がない場合も、合理的配慮をする必要があると考えられるときは、自主的に適切な配慮を行うことが望ましいです。
- （※2）負担が重すぎないかどうかは、事業等の規模やその規模からみた負担の程度、財政状況、業務遂行に及ぼす影響などを考慮して判断されます。

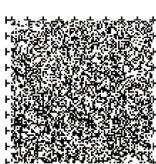
◆ 市民に求められること

障がいを理由とする差別のない社会を実現するには、市民一人ひとりが、差別をなくしていくという気持ちをもって、行動していくことが求められます。

誰もが差別することにより誰かを傷つけることはあってはならないことです。また、障がいのある人が日常生活で困っているときに、手伝いをすることも合理的配慮のひとつです。



市民一人ひとりが、障がいのある人との交流等を通じて障がいや障がいのある人への理解を深めることが大切です。



◆ 困ったときは相談窓口があります

建設的対話による解決

障がいのある人

「差別された」「説明が不十分だ」

事業者等

「差別などしていない」「説明は尽くした」

建設的対話

- 「どこまでならできるか一緒に考えてみましょう」
- 「違う方法がないか一緒に考えてみましょう」



障がいのある人やその家族、
関係者、事業者

相談

差別相談専門の窓口

福岡市障がい者110番

- 説明、情報提供
- 調整・あっせん
- 関係機関へ通知
- 必要な支援

市内14ヶ所の各区障がい者基幹相談支援センターでも相談を受け付けています。

解決しないとき

差別相談をした障がいのある人やその家族、関係者は福岡市に対して、指導・助言等の申出をすることができます。

福岡市：指導・助言等

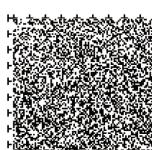
事業者が、正当な理由なく指導・助言に従わないとき

福岡市：勧告

事業者が、正当な理由なく勧告に従わないとき

福岡市：公表

解決



専門相談窓口

●福岡市障がい者110番 <平日 9:00 ~ 17:00 第1・第3土曜 9:00 ~ 12:00>
〒810-0062 福岡市中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ4階
電話：092-738-0010 (FAX兼用)

障がいのある人に関するマークについて

次のような障がい者に関するマークを街で見かけたときは、合理的配慮が必要な人が近くにいるかもしれません。



盲人のための国際シンボルマーク
このマークを見かけたら、視覚障がい者の利用への配慮をお願いします。



白杖SOSシグナル普及啓発シンボルマーク
(視覚障がい者が助けを求めるマーク)
白杖を頭上50cm程度に掲げている人を見たら、進んで声かけをお願いします。



聴覚障害者標識 (聴覚障がい者が運転する車)
危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークの車に幅寄せや割り込みを行ってはいけません。



耳マーク
(聞こえが不自由なことを表すマーク)
相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーション方法に配慮をお願いします。



手話マーク
手話を必要としていることを表しています。



筆談マーク
筆談を必要としていることを表しています。



ハート・プラスマーク
(身体内部に障がいがある人)
内部障がいのある人は外見からは分かりにくいため、マークを着用されている方には配慮をお願いします。



オストメイトマーク
(人工肛門・人工膀胱を造設している人)
人工肛門・膀胱を造設している人と、その人の為の設備があることを表しています。



身体障害者標識 (身体障がい者が運転する車)
危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークの車に幅寄せや割り込みを行ってはいけません。



障害者のための国際シンボルマーク
駐車場などでこのマークを見かけたら、障がい者の利用への配慮をお願いします。



ほじょ犬マーク
公共の施設や交通機関のほか、ホテル、レストラン等でも、身体障がいのある人が補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。



ヘルプマーク (援助が必要なことを表すマーク)
電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



福岡市保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 電話：092-711-4248 FAX：092-711-4818

このパンフレットは、福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会の協力のもと作成しました。